

情報公開制度の推進化について

県情報公開推進委員会は、改革案をまとめた
提言書を提出しましたが、その後の進捗状況は、
どうなっているのでしょうか？

県政運営の透明性を高めるためにも、
一層の情報公開が求められます。

本県の各種審議会の会議の公開についての
ご意見がございました。大半が、非公開であり、
きわめて不十分な状況です。

N G O 関係者、市民オンブズマン等の意見についても
耳を傾け、適切な提言については、
県政に反映する仕組みづくりが必要です。

本県は、施策推進の指標として
情報公開制度の改善を進めると明記していますが、
どのような位置づけで、対応策を示すのですか？

平成15年12月16日受付

意見書

平成15年12月16日開催の千葉県情報公開審査会(以下、「審査会」と言う)を傍聴した上の意見を申し上げます。

(1)意見陳述の場について

公開の審査会とは言え、情報公開制度の利用当事者の意見が認められない点について、利用者ならぬ県民不在の条例作りと残念ながら言わざるを得ません。

つきましては、千葉県情報公開推進委員会とは別ながらも、県民の意見を反映させる意味でも、会議の最後の方で感想・意見等の陳述機会を与えて頂ける様、申し上げます。尚、審査会の場においての質問は従来通り、認めない形でも構わないと思います。

(2)仮称・情報公開推進会議(以下、「会議」と言う)について

審査会の場で話が出た通り、人選は慎重にお願いします。実例ですが、参考資料1(千葉市の情報公開、平成12年度、情報公開制度の運用状況報告書)や参考資料2(平成11月7月、千葉市における情報公開制度のあり方についての答申)を参照の通り、調整員制度が平成12年10月に廃止となっています。こうした実例・前例を踏まえた上で、会議の制定についても慎重に検討頂ける様、申し上げます。

(3)大量請求について

要旨・要点は別添1(平成15年9月6日付、情報公開制度の運用面における改善について)や別添2(平成15年11月14日付、情報公開制度について)を参考の通り、手数料制による大量請求の抑止よりも、請求自体の抑止をした方が良いかと存じます。

実例ですが、参考資料3(平成14年2月4日開催、第8回千葉市情報公開審議会議事録)を参考の通り、当初は手数料制による有料化が実施されました。手数料を取った場合でも、オンブズマンや市民グループなど形態は様々ですが、団体として請求したり、市民グループの構成メンバーが各個人で、組織的に大量の請求をする場合があるので、有料化にしても抑止効果は望めません。

また、千葉市の様に当初は手数料制による有料化を実施していましたが、情報公開制度の見直しにより、手数料の無料化が施行されています。

つきましては、別添2の「2、大量請求制限についての提案」に記述した内容を、具体的提案として意見を申し上げたいと思います。

以上

情報公開制度の運用面における改善について(要望)

平成15年9月4日、千葉県情報公開推進委員会(以下「推進委」と言う。)が知事宛に提言書を提出した旨の、同月5日付け新聞記事を拝見しましたが、未だに改善の余地がある点を指摘する形で要望します。

尚、この文面は報道機関等にも公表致しますので、予めご承知おき下さい。

具体的には千葉市中央区の自営業男性(34)と言う形で個人名を伏せて、本人の了解無しに報道して構わない旨の文書を添付の上で、本件文面を公表予定です。

1、年度単位の請求件数を本人開示する事について

この件については既に、口頭にて推進委議の場に於いて発言しましたが、請求者本人が何年度、合計で何件、請求して、大量請求者の第何位にいるのかすら、未だに前向きな開示を政策法務課は実施しておりません。

大量請求をしていると政策法務課が主張しておきながら何ら具体的な数値の根拠を示さない行為自体、明らかに誹謗中傷・名誉毀損と言わざるを得ません。こうした不法行為を無くす意味でも、内部資料による数値的根拠を、本人の開示請求に応じる様、速やかな善処を強く求めます。

前例ですが、上記した「何年度、合計で何件、請求して、大量請求者の第何位にいるのか」の根拠を示す文書を個人情報開示制度にて請求した所、文書不存在である事が判明しました。

2、資料の配架について

情報公開制度による請求をすると、千葉県文書館の行政資料室(以下「行政資料室」と言う。)に置いてある為、請求を却下する実施機関があります。実際に行政資料室へ行っても当該資料・冊子が置いて無い事が多く、行政資料室の職員に問い合わせてもらい、当該資料・冊子を取り寄せたりした他、実施機関の職員が当該資料・冊子を情報公開・個人情報センター(以下「センター」と言う。)を持って来る形で閲覧した事もあります。

今後、全ての審査会・審議会の要旨を含めた、傍聴者への配布資料、報道機関に発表した資料については即日(夕方までに)、報道発表資料以外の資料・冊子については、速やかに行政資料室へ配架する事を要望します。

3、文書件名一覧について

知事部局、教育委員会(本庁のみ)では文書発信の一覧として起案文書リストが、議会事務局では公文書整理簿が存在します。こうした文書件名一覧について、情報公開制度による請求件数を減らす目的で改善を求める。

具体的には(1)班・係名の明記、(2)往復のやり取りの種別(千葉県経由の往復文書=国→千葉県→県内市町村→千葉県→国)(千葉県が收受発信した物=千葉県→県内市町村→千葉県)(往復のやり取りが無い物=千葉県→別記あて)を使用されて無いスペースを活用する形での明記を要望します。

別添資料1(政策法務課・起案文書リスト)に斜線が入れてある部分について。今まで何年もの間、知事部局・教育委員会の起案文書リストを情報提供で入手していますが、一度も斜線部分に至るまで收受・起案・決裁・施行の記入がなされる事が無く、毎回空欄となっています。

こうしたスペースを活用する形で、前記した(1)、(2)の記載をする形を取れば、大まかな文書の性質(国からの往復文書なのか、それとも国から的一方的な通知文なのか否か)、担当部署(係・班)の記載により、大まかにどんな概要文書なのか、情報を得られる事により、請求するか否かの極め・判断材料が増えます。この判断材料が増えれば、

請求する件数が必然的に減らす事が可能です。

具体的には千葉県が県内全市町村とのやり取りをした文書についても、前記した(2)の様な性質が分かれば、千葉県全体で取りまとめた文書を請求する他、一部の市のみを抜粋請求する形を取る等、職員の負担、経費(コピー代)、資源(コピー用紙)が削減出来ます。

今まででは件名のみで、文書の概要・性質が分からぬ為、結局は蓋を開けてみないと(請求しないと)分からぬ状況でした。前記した善処がなされない為、目的としている文書にたどり着くまで、何度も請求を繰り返す形となり、結果的には大量請求に至る状況でした。こうした結果的大量請求を減らす意味でも、文書件名一覧の改善を求める

4. まとめ

前記 1 から 3 については、センター職員や実施機関の担当課職員、推進委員会議の場で申し上げていますが、目に見える善処がなされていません。その一方で今後、大量請求による拒否処分が行われる様では行政の怠慢と言わざるを得ません。まさに本末転倒です。

千葉県情報公開条例(以下「条例」と言う。)を改正する時には、前記した 3 項目について「誰の目にも見える」形での抜本的善処を、改めて要望します。

以上。

別添乙

情報公開制度について

以前、平成 15 年 9 月 6 日付け「情報公開制度の運用面における改善について」と言う文面を FAX しました。

今回は、証拠資料の添付と、追加提案目的で送信します。

尚、この文面は、報道機関等にも公開致しますので、予めご承知おき下さい。

1、年度単位の請求件数を本人開示する事について

この件については既に、口頭にて推進委員会の場に於いて発言しましたが、請求者本人が何年度、合計で何件、請求して、大量請求者の第何位にいるのかすら、未だに前向きな開示を政策法務課は実施しておりません。

そこで「情報公開制度で、私が請求した件数と大量請求者の順位が分かるもの(平成 13 年度分)(平成 14 年度分)」と記した、平成 15 年 11 月 4 日付け自己情報開示請求書を提出しました。ところが、郵送で同年 11 月 13 日付け、政法第 56 号の 2、「自己情報不存在等通知書」が 11 月 14 日に届きました。

私が大量請求者上位 10 人の中には存在しない事が、公印の押された当該通知書により、判明(確定)致しました。もし仮に、大量請求をしていると政策法務課が主張する様であれば、明らかに誹謗中傷・名誉毀損と言わざるを得ません。

平成 15 年 10 月 25 日付けの新聞報道では、情報公開の閲覧手数料を取る事も視野に入れた新聞報道(千葉日報)がなされております。仮に千葉県情報公開推進委員会の提言通り、大量請求拒否制度を実施する場合と、前記した閲覧手数料の実施をする場合でも、共通する事項として、『情報公開請求に係る、請求者本人の自己情報開示制度の実施を求める。』

現在、県立高校の入試結果についても、口頭での個人情報開示が実施されている状況ですが、情報公開制度の本人利用明細、すなわち、(あ)年度別の請求した件数と、(い)大量請求者の順位のうち私自身が何位にいるのか。この 2 点だけは今度の情報公開条例改正時、自己情報口頭開示制度を条例で定める事を、改めて求めます。

また、特定の人物が何件請求しているか、電算であれリストを作る事自体、センシティブ情報の収集に当たります。こうしたプライバシーに係る情報収集をするのであれば、同時に情報公開制度の本人利用明細を自己情報コントロール権(自己の情報を知るだけで無く、訂正請求権も含む)に基づき、前記(あ)、(い)を開示する事が必要不可欠です。

ちなみに千葉県内の市町村では、センシティブ情報の収集に該当する為、千葉県みたいに個々の請求件数や大量請求者の順位を、例え氏名を伏せた形であっても、情報収集・順位リスト作成はしていません。

2、大量請求制限についての提案

前項で伝えた、閲覧手数料徴収案は、事実上の情報アクセス制限に当たります。従つて、オンブズマンが閲覧手数料を取る自治体を情報公開順位ランキングで失格とする判定は妥当と言えます。また「お金さえ払えば何件請求しても構わない」と屁理屈に近い曲解をし、かえって大量請求が増える形で職員の負担が、逆に増える結果にもなりかねません。大量請求拒否処分についても、何を根拠に大量請求と言うのか、かえって混乱をきたす可能性があります。

そこで、行政文書開示請求書の提出枚数制限を提案したいと思います。

具体的には、1 人又は 1 団体が提出出来る請求書の枚数を 1 年度に 80 枚にして計算します。(80 枚の根拠は、年間 1000 枚 ÷ 12 ヶ月 = 端数切捨てで 80 枚と算定。)

この 80 枚から、請求者が行政文書開示請求書を出して、閲覧が終了して無い当該請求書の枚数をマイナスした、残り枚数を請求可能とする形で、請求制限を実施する訳です。この基準(80 枚 - 閲覧未実施枚数 = 請求可能枚数)に満たない大量請求があった場合は請求書を保留し、閲覧終了後に、収受印を押した請求書の写しを、収受の控えとして請求

者に手渡すか郵送します。

こうした方式を取る事によるメリットは、大量請求しておきながら閲覧を一切しないと言った、嫌がらせ目的の請求を防止する事が可能です。その他、「〇〇に係るもの全て」で請求した場合、その当該文書が全て決裁(開示決定など)・閲覧が終了するまで、閲覧未実施数としてカウントする為、早く請求に係る文書の閲覧を終了させない限りは請求可能枚数が回復しません。そうなれば必然的に請求内容を具体的かつ細かく記入する等、請求する側は嫌が上でも、漠然とした請求の仕方を改めざるを得なくなります。

行政側・実施機関は、請求した当該文書の閲覧を実施しないと、請求可能枚数が回復しないので、一度に大量の請求が来る事が減る為、効率よく情報公開文書の閲覧準備作業が行えるメリットがあります。

以上

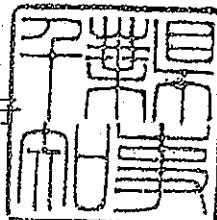


自己情報不存在等通知書

政法第56号の2
平成15年11月13日

様

千葉県知事 堂本 晓子



平成15年11月4日付けで請求のあった自己の個人情報の開示請求書については、次の理由により請求が不適合なため応じられませんので、知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則第5条の2第2項の規定により通知します。

請求に係る個人情報の内容	情報公開制度で、私が請求した件数と大量請求者の順位が分かるもの（平成13年度分）（平成14年度分）
不適合の理由	請求に係る個人情報が存在しないため。
担当課（所）	総務部政策法務課情報公開・個人情報センター 電話番号（043）223-4629
備考	

教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に異議申立てをすることができます。

参考資料 1.

千葉市の情報公開

情報公開制度の運用状況報告書

平成12年度

千葉市総務局市長公室広報課

分類 110-50
No. 8446 - 1
千葉市市政情報室

(2) 会議開催状況

千葉市情報公開審査会の会議開催の状況は、【表12】のとおりです。

【表12】 千葉市情報公開審査会の会議開催の状況

No.	名 称	開 催 日	審 議 等 の 概 要
1	第43回	H12. 4.21	諮問事項の審議（諮問第18号）
2	第44回	H12. 5.31	諮問事項の審議（諮問第18号）
3	第45回	H12. 7. 5	諮問事項の審議（諮問第18号）
4	第46回	H12. 7.25	諮問事項の審議（諮問第18号）
5	第47回	H12. 9.14	諮問事項の審議（諮問第18号），審査会の会議の公開，出資等法人の情報公開ほか
6	第48回	H12.11.13	会長等の選任，運営要領の改正，改正条例についての報告ほか

《参考》千葉市情報公開審査会委員名簿（平成12年4月1日～平成13年3月31日）

氏 名	役 职	備 考
青・木 浩 子	千葉大学法経学部助教授	
川野辺 二 郎	弁護士	職務代理
菅 原 郁 夫	千葉大学法経学部教授	
多賀谷 一 照	千葉大学副学長	会 長
鶴 岡 清	千葉日報社名誉相談役	

9 千葉市情報公開調整員への調整・相談の申出状況

年度ごとの千葉市情報公開調整員への調整・相談の申出状況は、【表13】のとおりです。

なお、千葉市情報公開調整員は、新条例の施行（平成12年10月1日）により、廃止されました。

【表13】 年度ごとの千葉市情報公開調整員への調整・相談の申出状況

	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	6～12 年 度
調整の申出	0 件	0 件	6 件	0 件	0 件	0 件	0 件	6 件
相談の申出	1 件	3 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	5 件
合 計	1 件	3 件	7 件	0 件	0 件	0 件	0 件	11 件
実 人 数	1 人	1 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人

参考資料2.

千葉市における情報公開制度の あり方についての答申

平成11年（1999年）7月
千葉市情報公開制度運営審議会

22 調整員

調整員については、廃止することが適当であるが、その補完措置として情報公開に係る苦情への対応について検討する必要がある。

(説明)

- ① 行政機関の処分等に対して不服を申し立てる手続には、正規の手続きである行政不服審査制度のほか事実上の手続である苦情処理があるが、苦情処理は争訟裁断手続ではないので市民を確実に救済するという点では不十分であるといわれている。しかし、それだけに制約が少なく、面談により苦情を申し立てることができるなど市民に負担が少ないこと、行政不服審査制度の対象とならないような問題であっても対象とすることができるなど、多くの利点があるといわれている。
- ② そこで、現行条例は、請求者からの申出等により公文書の開示に係る相談や調整に応じる第三者的な機関である千葉市情報公開調整員（以下「調整員」という。）を設置しているが、現行条例の施行から今日までの5年間の利用者は3名と少なく、その原因としては、主に次のように考える。
 - ア 第三者的な機関である審査会の審議を経る行政不服審査制度に係る処理手続が整備されているため、法的な紛争に関して補完的な役割しか持たない調整員を敢えて利用しようとはしない。
 - イ 苦情が情報公開制度以外の事務事業に係る苦情に関連した場合、調整員の調整では苦情処理に限界がある。
 - ウ 不服申立期間が60日であるため調整が不調に終わった場合、不服申立期間を徒過してしまう。
 - エ 情報公開の窓口では、請求者の相談に応じるとともに、請求内容を確認し、窓口に実施機関の職員を同席させるなどの対応を日常的に行っている。
- ③ 確かに、利用者が少なかったという過去の実績のみをもって調整員の必要性を否定することは適当でないとしても、第三者的な機関である審査会の審議を経る行政不服審査制度に係る処理手続が整備され、情報公開に関する重要事項に関し調査審議する審議会が設置されている以上、これらのものの役割と調整員の役割との間に重複が生じているといわざるをえない。
- ④ そこで、調整員は廃止することが適当であるが、その補完措置として、情報公開に対する苦情等を情報公開制度運営審議会に報告する手続を整備するなど情報公開に係る苦情への対応について検討する必要がある。

参考資料43

第8回千葉市情報公開審議会議事録

1 日 時 平成14年2月4日（月） 午後3時30分～午後4時30分

2 場 所 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「若潮」

3 出席者

(1) 委 員

野口薫会長、多賀谷一照副会長、岩崎彦明委員、片桐勲委員、川野辺二郎委員、寺田美奈子委員、平田陽子委員、藤井俊夫委員

(2) 事務局

大古場総務局長、藤代市長公室長、林広報課長、原澤市政情報室長、佐久間同課主査

4 議題

- (1) 副会長の選任
- (2) 開示手数料の見直しについて
- (3) その他

5 議事の概要

(1) 副会長の選任

副会長に多賀谷一照委員が選出された。

(2) 開示手数料の見直しについて

条例改正（素案）について事務局から説明を受け、閲覧手数料の無料化について賛同した。

(3) その他

附属機関等の会議の公開状況について質疑応答があった。

6 会議経過

(1) 副会長の選任

千葉市情報公開条例施行規則第15条の規定に基づき、委員の互選により、副会長には多賀谷一照委員が選出された。

(2) 開示手数料の見直しについて

〈事務局〉

(公文書の開示に関する手数料を廃止し、写しの作成に要する費用を実費で徴収する旨の条例改正(素案)について説明)

〈野口会長〉

○ 手数料の見直しは、昨年11月の審議会でも話題になった案件である。

情報公開全国ランキングにおいて、千葉市は情報公開に積極的であると評価されながらも、手数料を徴収していることで失格になったという新聞記事があったように、手数料をとることは千葉市の情報公開としてマイナスになっているようだ。

また、他の政令指定都市は、順次無料化しており、いまだに手数料を徴収しているのは、政令市では千葉市だけである。

市長も無料化には積極的な姿勢も見せていていることから、これは諮詢されている形に近い。

事務局の説明により、各委員も改正趣旨について理解したと思うが、細かい点について質問・意見はあるか。

〈多賀谷副会長〉

○ 私は、川野辺委員、寺田委員と一緒に起草委員として、千葉市の情報公開について見直しを行った際に、手数料の有料化についても議論をした。運用して1年半で変わってしまうというのは、ちょっと残念な気がする。

そうはいっても、事務局の資料にもあるとおり、他の政令市が無料で千葉市だけ有料というのは、やはり突出している印象を受けるので、手数料を無料にするのもやむを得ないように思える。

ただし、千葉市が手数料を無料とした場合には、国が有料で市は無料という絵図ができるということになるので、情報公開の制度について国と市では違いがあることを整理しなければならない。

基本的に市が持っている情報は、市民に密着した情報が多いことから、開示請求者も市民が多い。一方、国については、市民密着というよりは直接的に関係のない人も利用できる情報や営利にも活用できる情報が多いため、マスコミや営利を目的として請求している人が多いようだ。情報の質の違いから国と市で違いが出るのだと思う。

また、市税納税者である市民から請求され、市民が利用するのだから手数料を無料にするということも十分考えられる。

しかしながら、今後、営利を目的とするものや市民以外からの請求が増えてきた場合には、もう一度考え直さなければならないと思う。そういう意味で、市民以外からの請求である場合には手数料を徴収している神戸市は参考になるかもしれない。

それにしても、1年半で制度を変更することは、答申を作る際に見通しが悪かったという印象を与えてしまうようで少し残念だ。

〈川野辺委員〉

- 制度見直しの際、私も多賀谷副会長といろいろ議論をして答申を作ったわけであるが、手数料の有料・無料については、今回だけでなく条例制定当初にも議論があつたはずである。

制定当初の考え方は、情報公開という新しい制度を作つて、特定の公文書の情報の開示を受けるという特別な一種の受益を受けるのだから、それ相応の費用を負担してもらひ、また請求権を濫用して歯止め無く請求してこないためにも有料にすべきであるという考えであつたと思う。

次に、何年か経つて制度が落ち着くと、制度により与えられた権限は、情報の公開を求めた者に特別に受益するというわけではなく、必要があれば誰でも求めることができるのであるという考え方方が生まれた。また、制度が落ち着いてきて他市が無料という状況を考えれば、権利濫用の拒否権を考える必要性が薄ってきたのではないか。

つまり、無料化の背景には、市民の認識の変化や情報公開制度の定着があると思う。

千葉市の場合、情報公開制度を全面的に見直した際に200円の手数料の額について議論をした。このときは、政策的に考えて、一気に無料にするよりは料金を引き下げて利用しやすい値段にしたほうがよいという話をしたような気がする。千葉市としても徐々に無料化の方向に段階的に移行していると言えるため、1年半で制度を変更しても、さほど前回の答申について影響がないのではないか。

〈野口会長〉

- 多賀谷副会長及び川野辺委員（制度の見直しをした際の起草委員）から無料化もやむを得ないという意見が出たが、その他事務局の説明について何か質問はあるか。

〈多賀谷副会長〉

- 写しの交付媒体としてCD-Rで提供するというのは、市民の要望があつ

たからか。

〈事務局〉

- 電磁的記録を請求された事例はあるが、用紙に出力したものを交付しており、電磁的記録のままで写しの交付を行った事例はない。

〈藤井委員〉

- 交付媒体の金額は実費相当額ということだが、CD-Rが100円というのは、安すぎるのではないか。

〈事務局〉

- 確かに、単品で購入すると100円では購入できないが、10枚ぐらいでまとめて購入すると十分対応できる。また、料金を算定するに当たっては、市が消耗品の購入をしている数社から見積書を徴収して算定した額なので、安すぎるわけではない。

〈多賀谷副会長〉

- 媒体費用に情報料は含まれているのか。また、CD-Rを交付する媒体に加えることでメリットはあるのか。

〈事務局〉

- 情報料は無料である。CD-Rだとフロッピーディスクの約500倍の情報量を1枚に納めることができる。

〈多賀谷副会長〉

- 700メガバイトの情報をただで入手してそれを商売に使われるとすると、問題があると思うが、現在のところ事例はあるのか。

〈事務局〉

- いまのところ、事例はない。

〈野口会長〉

- 閲覧手数料の無料化については、特定の者に利益になるようなときには考え方直す必要があると思うが、基本的には賛同するということでいいか。

〈一同〉

- 賛同

(3) その他

〈野口会長〉

- 千葉市情報公開条例第27条第1項に「審議会は、情報公開制度のあり方について市長に意見を述べる」ことができる旨の規定がある。手数料の無料化に

ついては意見が出たが、その他意見はあるか。

〈多賀谷副会長〉

- 審議会とはあまり関係がないが、千葉市の場合、あまり審査会に対する諮問案件がなく、市民とのトラブルもありないような印象を受けた。現在もそうか。

〈事務局〉

- このところ諮問案件がなかつたが、昨年11月に4件の異議申立てがあり、現在、理由説明書や意見書の提出を求めている。書類が整い次第審査会を開く予定である。なお、いずれも監査委員に対する異議申立てである。

〈野口会長〉

- 審議会・審査会の附属機関の統合の問題もある。

〈岩崎委員〉

- 会議の公開を行つてゐるが、全てを公開にしているのか。傍聴人は来ているのか。

〈事務局〉

- 制度のあり方を審議する審議会や懇談会は公開である。しかし、審査会のように個別案件について調査・審議を行う会議については非公開で行つてゐる。会議の公開については、開催日の1週間前までに、インターネットをはじめ市政情報室や区役所の掲示板に会議のお知らせを出しているが、傍聴者がいる会議はまだ少ないというのが現状である。

〈多賀谷副会長〉

- 他の都市では、情報公開の審議会には傍聴人がいないが都市計画審議会やまちづくりには傍聴者が結構来ているようだが、千葉市の場合はどうか。また、教育委員会は公開しているのか。

〈事務局〉

- 都市計画審議会は、千葉市でも傍聴者が多い。教育委員会は、附属機関等ではないので、詳細なことは把握していないが、原則公開としており、定期的な傍聴人がいるようだ。

〈野口会長〉

- 他に質問・意見はあるか。

〈一同〉

- 意見なし

〈野口会長〉

○ 以上をもって、本日の議事を終了する。

手数料について

情報公開審査会資料
平成16年2月24日

I 都道府県の提言等の状況

1 現在、手数料を徴収している団体

- (1) 東京都、香川県
- (2) 手数料徴収についての提言等

【東京都】平成10年9月「情報公開制度の新たな展開のために」(提言)

(東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会)

費用の公平な負担を求める観点から、手数料を全廃することは困難であるが、実質的に開示手数料の額を引き下げることで、適正な利用を妨げることのないようにする。

【香川県】平成11年1・2月「香川県の情報公開制度の在り方に関する提言」

(香川県情報公開制度検討懇談会)

これまでの請求事例において、明らかに営利を目的とした請求が認められる以上、費用の公平な負担を求める観点から、手数料を全廃する必要性はない。

また、現行の公益減免制度は、幅広く解釈・運用され、一定の成果をあげていることから、現行の手数料制度を維持することが適当。

2 以前手数料を徴収していたが、改正により徴収しなくなった団体

- (1) 静岡県、岡山県、高知県
- (2) 手数料徴収についての提言等

【静岡県】平成12年3月「情報公開制度の改正についての提言」

(静岡県情報公開懇話会)

地方分権に対応した県民本位の県政を築くには、県民と共に協力し合い施策を進めていくことが不可欠で、県民参加の手段である情報公開制度は利用しやすいものでなければならない。行政に課せられた説明責任を全うするための制度であるとの理念からも、手数料は廃止すべきである。

【岡山県】平成11年8月「情報公開制度のあり方について」(答申)

(岡山県行政情報制度運営審議会)

開示手数料（閲覧手数料）を引き続き徴収するかどうかについては、賛否意見が分かれた。

① 徴収すべきとする立場

コストがかかっているのだから、利用者が負担すべき。

「原則として徴収すべき」とした制度発足当初の懇話会提言を尊重すべき。

② 無料にすべきとする立場

「行政情報は県民の共有財産」との見地、「行政の説明責務」の観点から、情報公開を行って資料を説明するところまでが行政機関の仕事であり、費用は行政機関が負担すべき。

③ 原則徴収とし公益減免規定を設けるべきとする立場

原則徴収だが公益減免を認めている他県の例を参考にすべき。

3 1、2以外の手数料を徴収していない団体

- (1) 42道府県
- (2) 手数料徴収についての提言等（主なもの）

【栃木県】平成11年3月「情報公開制度のあり方に関する意見書」

（栃木県情報公開懇話会）

制度の目的が県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を推進し、開かれた県政の実現に寄与することである以上、請求者に負担させる合理性がない。

【神奈川県】平成11年3月「公文書公開制度の充実について」（答申）

（神奈川県公文書公開運営審議会）

制度発足以来16年間手数料は徴収してこなかった。現在、手数料の徴収に踏み切る特段の理由はない。

【埼玉県】平成12年3月「行政情報公開制度のよりふさわしい在り方について」（提言）

（埼玉県行政情報公開制度懇話会）

請求・閲覧の手数料については、意見が分かれた。

① 情報を占有するのは特定の請求者であり、その結果を等しくすべての県民が享受するわけではない。公開請求に対する事務処理のコストを考慮し、最低限度の受益者負担を求めるのが原則であり、必ずしも県民の理解が得られないものではない。

② 制度がまだ未成熟であり、情報公開制度は民主主義のコストであって、県民に与えられた権利を行使するのであるから無料にすべき。

説明責任を負っている行政が、住民からの請求に応じて答えることは、行政の本来の仕事の一部と考えるべき。

II 手数料に対する研究者等の考え方（主なもの）

【「情報公開法」1997年 小早川光郎】

- ・公益減免の議論に現れてくる（情報公開制度も税金で運営されている）ように、合理的な範囲であれば制度の利用者に一定の負担を求めることがやむを得ないという考え方も立法政策として成り立たないわけではない。

【「情報公開法制」1998年 藤原静雄】

- ・自治体レベルで大量請求、業者利用が実務上の困難な問題の一つであることは否定できない。このような状況に鑑みれば、情報公開法の制定にあたっても、法律のレベルで定める必要性は別として、経済的利用、請求の事後的中止、減免の可能性について少しく詳細に定めておくことは無駄ではない。
- ・情報公開の本来の趣旨を損なうような手数料規定を設けることは論外であるが、民主主義のコストは無料であるべきであるとの考え方がありうるとしても、適正なコストであることを前提として若干の部分は主権者である市民が負担することで得るところはないのだろうか。

【ジャーリスト1156号 北海道大学 村上裕章】

- ・開示が国民主権の理念に基づく政府の説明責任の履行として行われるのであれば、その費用も政府が負担するのが筋。
- ・情報公開は民主主義の実質化を目的としており、請求者個人が受益しているとはいえない。
- ・手数料が濫用防止に有効かどうか確かでないし、逆に正当な大量請求を困難にするおそれがある。

【「情報公開法」2001年 松井茂記】

- ・情報公開は、国民の知る権利に対する責務であり、説明責任に基づく当然の義務である。情報公開法に基づく開示請求は、すべての場合に自己の利益のために行う行為とはいがたい。とりわけ行政機関の活動の実際を他の市民に伝えたいと思って開示請求する場合、それはすべての国民の利益のために開示請求しているともいえる。それゆえ、一律に受益者負担の観点から手数料負担を求めるのは筋違いである。
- ・手数料徴収は、濫用的請求を防ぐという目的をもっているかもしれない。しかし、もしそれが目的であれば手数料の金額が低ければ目的を達成できないし、逆に手数料の金額が高ければ真摯な開示請求を抑止することになってしまう。両者の利益を比較衡量した場合、手数料で濫用を抑止するという考え方自体に無理がある

【「市民のための情報公開」1997年 関東弁護士連合会】

- ・情報公開にとって、閲覧は権利行使の第一歩であり、いわば最小限度の要請である。その必要最小限度の要請に関して手数料を徴収することは、事実上、情報公開制度自体を抑制する効果を有するという意味において、国民主権原理を背景とし、知る権利という憲法上認められた権利を根拠とする情報公開制度の本質を侵害するものにはかならない。

III 手数料の根拠

【根拠規定】

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

1 「手数料」

特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収する料金

2 「特定の者のためにするもの」の解釈（行政実例）

- (1) 身分証明、印鑑証明、公簿の閲覧等一私人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務をいい、その事務は一私人の利益又は行為（作為、不作為）のため必要となったものであることを要し、もっぱら普通地方公共団体自体の行政上の必要のためにする事務については手数料は徴収できない。
- (2) 営業許可、製品検査等一般には許可又は検査を受けなければ、営業を禁止され販売を制限されているような場合において、その禁止を解除する行為もまた、これにより当該個人は反射的利益を受けることとなるので、特定個人のためにする事務として手数料を徴収し得る。
- (3) 市税条例に基づく自転車鑑札取付若しくは再取付又は付替事務は、自転車税賦課の客体を正確に捕捉するのが目的で、市の行政上の必要とする内部事務であり、「特定の者のためにする事務」とは解しがたい。したがって市税条例をもって自転車鑑札手数料を徴収することはできないものと解される。ただし、自転車の盜難防止及び保護を目的として、市の行政事務条例に基づき、自転車の登録の際徴収する手数料であれば、自転車の盜難予防という見地から個人の受ける利益も考えられるので、その登録事務の対価として手数料を徴収することは差し支えないものと考える。
- (4) 印鑑登録手数料について、単に印鑑薄に印鑑を登録しそれを保管するのみの事務は、印鑑証明を正確かつ円滑に行うための技術上の必要に基づいて便宜上行われている手続であって、登録自体からは特別の法的効果を生ずるものではなく、「特定の個人のためにする事務」とは解されないから、手数料の徴収はできない。